

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和5年度第3回津市介護保険事業等検討委員会
2 開催日時	令和6年2月8日(木) 午後2時から午後3時まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市介護保険事業等検討委員会委員) 石川博之、今井和美、小出奏穂、佐藤吉男、高林光 暁、武田誠一、寺田幸司、永田博一、濱野章、古川和 也、堀川正代、横山立夫、渡部泰和 (事務局) 健康福祉部長 坂倉誠 健康福祉部次長 福田政一 介護保険課長 永合由典 高齢福祉課長 高木伸幸 地域包括ケア推進室長 新なおみ 高齢福祉課調整・高齢福祉担当主幹 長谷川義記 地域包括ケア推進室地域包括ケア推進担当主幹(兼) 地域包括支援センター 岡田美和 介護保険課調整・介護保険担当主幹 鈴木弘一 介護保険課介護保険担当主幹 土田仁美
5 内容	(1) 第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計 画について (2) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	健康福祉部介護保険課介護保険担当 電話番号 059-229-3149 E-mail 229-3149@city.tsu.lg.jp

議事の内容 下記のとおり

事務局（土田） それでは、定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第3回津市介護保険事業等検討委員会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

議事に入るまで進行役を務めさせていただきます介護保険課の土田でございます。よろしくお願いたします。

なお、本日の委員の皆様のお席順につきましては、50音順とさせていただきます。ご了承くださいたいと思います。

続きまして本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

被保険者代表 伊藤委員、久居一志地区医師会 奥田委員、津歯科医師会 林委員、被保険者代表 別所委員がご都合により欠席との連絡をいただいております。

このため、委員17名のうち出席委員13名であり、津市介護保険事業等検討委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、当委員会につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき公開とし、会議の内容につきましては録音させていただくとともに、会議の議事録は津市のホームページ上で公開させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ここで本日の資料を確認させていただきます。本日の資料といたしまして、事項書、検討委員会委員名簿、資料1-①「津市第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）に対する意見募集の結果一覧」、資料1-②「第5章 介護保険事業費の見込みと介護保険料」、資料2「令和6年度地域包括支援センター運営業務委託に係る人件費の見直し（案）について」、以上をお手元に配付させていただいております。また、「津市第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）」を事前に郵送させていただきました。最後に、以前配付させていただきました「津市第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」をお持ちいただいているかと思っております。不足等ございましたらお申出いただきますようお願いいたします。

それでは、津市介護保険事業等検討委員会設置要綱第6条により、委員長が議長を務めていただくよう規定しておりますことか

ら、ここからは、渡部委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。渡部委員長、よろしくお願いいたします。

渡部委員長        それでは、議事に入りたいと思います。進行にご協力をお願いします。

      まず、事項1としまして「第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について」事務局の説明を求めます。

事務局（永合）    それでは、「第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）」の最終案について説明いたします。

      昨年10月5日に開催いたしました、前回の介護保険事業等検討委員会におきまして本計画の中間案をお示しいたしましたが、本委員会でのご意見や国の動向等を踏まえ、中間案の内容に追加・修正を加えました。今回、追加・修正を加えた計画案を事前に郵送いたしました。第5章の「介護保険事業費の見込みと介護保険料」は、数値が空欄となっていますので、その部分は本日配付しました資料により説明したいと思います。

      それでは、事前に送付いたしました資料「津市第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）」をご覧ください。こちらの計画案につきまして、前回の検討委員会から追加・修正をしました主な箇所をご説明いたします。なお、修正部分につきましては、網掛けをして表示しています。

      計画の2ページをご覧ください。2ページの下段にあります「(3)パブリックコメントの実施」について、昨年12月から1月にかけて行いましたことから、「パブリックコメントを実施しました」との記載に変更しています。パブリックコメントの結果については、24名から79件のご意見を頂き、意見の概要と本市の回答案につきまして、資料1-①にまとめさせていただきました。複数の方から同内容のご意見を頂いておきまして、その意見を集約いたしまして、意見の項目として13の項目に整理しています。また、ご意見に対する本市の考え方も記載していますが、今回パブリックコメントのご意見を受け、本計画案の修正を行ったものではありませんでした。

9 ページですが、「(1)在宅医療と介護の連携」の上から3行目に在宅医療と介護との連携強化に関して「ネットワーク会議」を追加しました。

30 ページ、31 ページですが、高齢者人口と要支援・要介護認定者数の見込みの令和5年度については、前回の検討委員会では令和5年8月1日現在の数字で仮置きしておりましたところを、令和5年10月1日現在の数字に修正しました。それに伴いまして令和6年度以降の推計値も修正しております。

32 ページの、「(3)認知症高齢者の日常生活自立度について」ですが、こちらも同様に高齢者数等を、令和5年10月1日現在の数字に修正しました。前回の中間案の時に、新型コロナウイルス感染症に係る特例の制度によりまして、要介護認定の審査判定を受けずに認定更新したため、主治医意見書の日常生活自立度が不明の方が6,000人程度みえるということでご説明いたしました。今回、同様の理由で不明の方につきましては、直近の審査判定を行った際の主治医意見書の記載を基に集計を行いましたので、その旨を注釈で記載しています。

45 ページですが「(1)高齢者の多様な生きがい活動への支援」の表の中段に、新たな事業として「地域福祉活動推進事業」を追加しました。この事業は、高齢者の健康づくりや介護予防を目的に、津市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会が、共に取り組む地域福祉活動の担い手の確保及び養成、地域の実情を踏まえた世代間交流などの活動を支援し、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域福祉活動の推進に取り組む事業です。

49 ページですが、下段の「介護予防・生活支援サービス事業」の「サービス見込量」を記載しました。

52 ページですが、下段の「(2)安心・安全な住環境の整備」の「緊急通報装置事業」について、昨年度より当検討委員会でいただきました委員の皆様からのご意見を踏まえ、令和6年度から市民税課税世帯を対象者に加えて事業の拡充を図ることから、文言を修正いたしました。

57 ページ及び58 ページですが、「居宅サービス」の「サー

ビス見込量」を記載しました。

59ページですが、「地域密着型サービスの整備」については、国が検討を進めていました新たな複合型サービスの創設について、今回制度化が見送られたことから、当該サービスに関する記載を削除しました。また、60ページの表「サービス見込量」については、こちらも先ほどと同様に令和6年度から令和8年度の「サービス見込量」を記載しました。

61ページですが、下段の「介護施設サービス」についても、「サービス見込量」を記載しました。

63ページですが、「（令和22年（2040年）に向けた施設整備）」の令和5年度の高齢者数について、こちらも令和5年8月1日現在で仮置きしておりましたところを令和5年10月1日現在に修正しました。それに伴いまして、高齢者の推移の数値も修正しております。

次に、68ページの「第5章 介護保険事業費の見込みと介護保険料」ですが、こちらは事前にお配りしました資料には数字が入っておりませんので、本日配付しました資料1-②「第5章 介護保険事業費の見込みと介護保険料」をご覧ください。前回の中間案の時には、それぞれの項目の説明のみでしたが、今回、各々の見込み値を記載しております。まず、「(1)標準給付費」ですが、表の記載のとおり、介護給付費と予防給付費の合計である「総給付費」に、「特定入所者介護サービス費等給付額」、「高額介護サービス費等給付額」、「高額医療合算介護サービス費等給付額」及び「算定対象審査支払手数料」を加えた費用であり、表の一番下になりますが、令和6年度は約291億1千万円、令和7年度は約293億5千万円、令和8年度は約297億8千万円であり、計画期間中の総計は約882億4千万円になると推計しています。

69ページの「(2)地域支援事業費」ですが、地域支援事業費は、介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業からなる「介護予防・日常生活支援総合事業」と地域包括支援センターに係る経費などから構成される「包括的支援事業・任意事業」の2つの事業から構成されます。令和6年度は約14億円、令和7年度は約

14億2千万円、令和8年度は約14億4千万円であり、計画期間中の総計は約42億7千万円になると推計しています。

保健福祉事業費は、地域福祉活動推進事業に係る費用でございます。令和6年度、令和7年度、令和8年度ともに3千5百万円で、計画期間中の総計は1億5百万円になると見込んでおります。

「(3)介護保険事業費」ですが、「標準給付費」、「地域支援事業費」及び「保健福祉事業費」の合計で、この計画期間中では約926億1千万円が必要になります。

70ページの「2 介護保険料の設定」 「(1)介護保険料基準額の設定」でございます。保険給付費の財源構成の表をご覧ください。こちらは前回と変わらず、利用者負担を除いた分の50%を被保険者の保険料、50%を国、県、市の公費で負担することとなっており、被保険者の保険料のうち、23%が第1号被保険者、27%が第2号被保険者の負担となっています。

71ページの「地域支援事業の財源構成」についても、前回と変わらず、介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・任意事業のいずれも第1号被保険者の保険料の負担率は23%になりますので、介護保険事業費全体の23%を、第1号被保険者の保険料で負担することになります。

72ページの保険料に必要な金額については、今後3年間のサービス給付等に必要な費用に対する第1号被保険者の負担分を算定し、当該費用に対する国の調整交付金の見込額を考慮した上で、保健福祉事業の費用、高齢者の自立支援・介護予防等の取組に対し、国から交付される保険者機能強化推進交付金等の見込額、介護保険事業運営基金の取崩額をそれぞれ加味して、保険料収納必要総額を算出します。そして最後に、保険料収納率の見込により、保険料収納必要額を確保するために必要な保険料賦課総額を算定します。その結果、令和6年度から令和8年度までの保険料賦課総額は、約212億円となります。

73ページでは、先ほどの72ページの算定式により算出した保険料賦課総額を下段の表にあります3年間の所得段階別加入割合補正後被保険者数、3年間の合計、248,888人で割り、保険料の基準となる額を算出しています。保険料基準額は、第9

期介護保険事業計画において定める保険給付費などの介護保険事業に要する費用と均衡を保つことができるようにするとともに、現在の社会情勢等も勘案した結果、令和6年度からの3年間の介護保険事業の運営に支障がないと判断できることから、現計画と同額の月額6,456円としております。

74ページの各所得段階の設定ですが、保険料は、所得や世帯の課税状況に応じた段階と基準額に対する割合を設定しています。介護給付費の増大に伴い、介護保険制度の安定的な運営を行っていくには、それぞれの被保険者の負担能力に応じた保険料を賦課する必要があります。所得段階については、国の基準がこれまでの9段階から13段階となりました。本市においては、従前より13段階の設定としており、次期計画も現計画と同じ13段階としています。先ほど申し上げた介護保険料基準額は負担率が1となる第5段階の金額となります。月額6,456円の12か月で77,470円が年額保険料となります。この第5段階を境に第1段階から第4段階までは、1未満の負担率となり、第6段階から第13段階までは1を超える負担率となっています。表の右端の年間保険料については、第1段階の34,850円から第13段階の178,180円となります。なお、第1段階から第3段階までの保険料については、国による軽減措置により、被保険者が実際に負担する保険料額は、括弧書きの数字となり、基準額に対する割合が第1段階は0.280、第2段階は0.475、第3段階は0.685、保険料が第1段階は21,690円、第2段階は36,800円、第3段階は53,060円となります。この結果、被保険者が負担する保険料額は、第3段階の方は国の基準の見直しに伴い現行より引き下げとなり、それ以外の段階の方は現行から据え置きとなります。以上、第5章の説明となります。

それでは、計画本冊にお戻りください。

76ページからの参考資料でございますが、これまでのアンケート調査結果に加えて、76ページには介護保険事業等検討委員会の委員の皆様の名簿を敬称略で掲載させていただいています。

122ページには国の指針に基づき日常生活圏域ごとの介護保

険施設等一覧、123ページには当委員会で地域包括支援センターの一覧を掲載してはどうかのご意見がありましたことから、こちらに記載しております。また、124ページ以降に用語解説のページを加える予定です。

なお、本日説明いたしました部分以外で、今後、文言整理等軽微な修正が必要となりました場合は、本市の責任において適宜行わせていただきますので、ご了承願います。

今後の予定でございますが、本計画の最終案のご審議をお願いさせていただくとともに、第9期の介護保険料額については、津市介護保険条例の改正案を3月の市議会定例会に提出いたします。当該条例が議決されましたら、介護保険料の決定となりますので、その後、計画案を本計画とし、各委員の皆様へ送付させていただきます。

以上計画案につきまして説明を終わります。ご審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

渡部委員長

ありがとうございました。前回の中間案からの変更点、介護保険事業費の見込みと介護保険料を示していただきました。それでは、委員の皆様、ただ今の説明に関して、ご意見、ご質問がありましたら発言をお願いします。

横山委員

前回の当委員会に出席できなかったのですが、すでに決まっていることかもしれませんが、用語について、横文字の語句について、そのページに日本語の訳をつけるとか、計画冊子の後ろに解説をつけてはどうかと思いますがいかがでしょうか。例えば、コーディネーターとか比較的新しい事業でみなさんに知られていないような事業であれば説明をしてはどうかと思います。計画冊子のページ数が増えてしまいますが、検討されてはいかがでしょうか。

渡部委員長

先ほどの説明で、124ページ以降に用語解説のページを加える予定だとありましたよね。

事務局（永合）

先ほど説明させていただいた中で、本日は123ページが最終



濱野委員

一ついいですか。アプローチの仕方について、企業にもっとアプローチしてみたらどうでしょうか。シルバー人材センターの使い方をまだわかっていないところがあるのではないかと。シルバー人材センターへ行ったけど、マッチする人がいなかったとなっている。そういう人材をシルバー人材センターが集めているのかなと思ったりもしましたが、企業にシルバー人材センターにはこんな人材がいますからうまく使えますよと聞いてみたらどうかと思います。ミスマッチになっているように思います。

事務局（高木）

ありがとうございます。

企業へのアプローチについてですが、順次しております。シルバー人材センターそのものについては、ガッツリ仕事をしますというよりは、自分の趣味の世界、自分の培ってきた経験を活かして活動されている方が多いです。継続就業ということになりますと少し中身が違うものとなりますが、アスト津で継続就労としているものもあります。

渡部委員長

他にどなたかご質問ありますか。

横山委員

小さい話かもしれませんが、言葉遣いの中で「様々」というのは漢字で書いてありますが、平仮名で書いてある方が多いのではないですか。もう一つ「取組」については送り仮名が必要なのではないですか。単語としての場合と文章の中での場合とでどうでしょうか。

事務局（永合）

何が正しいかについてはなかなか難しいところですが、なるべく読みやすい文言で表記しています。今一度そのあたりの表現の方法を確認したいと思います。他の計画なども参考にしたいと思います。

渡部委員長

他にどなたかご質問ありますか。

介護報酬の改定について、要介護1について、前回改正の要支援1、2などのように何か変わることはありませんか。そのあた

りはどうですか。

事務局（永合） 介護報酬の改定について、4月からと今回変則的に6月から変わる予定ですが、具体的に細かい部分までは把握できていない状況ですが、介護1について特別大きな改正はなく、全体的にそれほど大きな改定はないとみています。その中で基本的に職員の処遇改善についての改定になるとは聞いております。

渡部委員長 大きな枠組みが決まっているだけで、細かい部分はこれからですね。医療報酬に関しても同じですね。  
では、武田先生からみられていかがでしょうか。

武田委員 介護保険料については気になっていたところですが、現状と同じ金額になって安心しました。

渡部委員長 被保険者代表の今井さんはいかがですか。

今井委員 特にありません。

渡部委員長 質問もないようですので、ありがとうございました。続きまして、事項2「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

事務局（岡田） 地域包括ケア推進室から、「令和6年度地域包括支援センター運営業務委託に係る人件費の見直し（案）について」報告します。  
資料2をお願いします。

地域包括支援センターの業務につきましては、津市第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画及び本日もご審議いただきました次期計画内において、多様化・複雑化する地域生活課題への対応等、一体的かつ効率的な運営を行うことができるようセンター運営の充実を図る旨を記載しています。

そこで、委託の地域包括支援センターにおける、3職種及びサブ職の人件費を、近年の労務単価の状況に即した金額に見直しを

図ることで、職員を安定的に継続して確保できるようにしていきたいと思えます。

見直し案といたしまして、1人当たりの専門職単価を550万円から580万円に、ケースワークが可能な常勤換算による職員、いわゆるサブ職を440万円から460万円に増額したいと思います。

資料中段の令和6年度予算案の表にありますように、令和6年度の委託の運営費総額といたしましては、3億90万円となり、令和5年度対比1,380万円の増額となります。

また、各地域包括支援センターの専門職とサブ職の配置人数、令和6年度の各包括センターの運営費及び増減額は、ご覧の表のとおりとなります。

最後に、委託仕様書における3職種とサブ職の具体的な資格要件はご覧のとおりです。

また、次ページに参考資料として、地域包括支援センターの役割、業務内容や担当地域の体制を添付いたしましたので、また後ほどご覧ください。

地域包括ケア推進室からは、以上となります。

渡部委員長

こちらは報告ということでよろしいでしょうか。

地域包括支援センターの体制をみますと、津一志地区はかなり広範囲を担当地域としていますね。人口割でみると、他のセンターと同じくらいですか。

事務局（新）

津一志地域包括支援センターにおきましては、3職種ある3人とサブ職を3人から1名増員しまして、津一志地区のみサブ職を4人の体制で行っております。

渡部委員長

ありがとうございました。

他にどなたかご質問ありますか。

横山委員

前にも言ったかもしれませんが、地域包括支援センターの地図を介護保険のパフレットに載せてほしいです。一般市民向けの

30ページくらいのパンフレットがありますよね。住民の方から相談があったときに、どこの包括支援センターへ話をもっていったいいのか、すぐに見当たらなかったものでぜひ、あのパンフレットの中に入れてほしいなと思います。

事務局（永合） こちらの「みんな笑顔で介護保険」のパンフレットでしょうか。このパンフレットは介護保険制度全般を紹介したものとなりまして、出版社の商品を利用しているため、掲載内容を変えることは難しく、保険料の金額など津市にあわせて一部分のみ設定を変えられる程度となります。こちらのパンフレットに地域包括支援センターの一覧を載せることは難しいですが、別の形でなどを検討できればと思います。

横山委員 載せることは難しいでしょうか。

事務局（新） 介護保険のパンフレットは、制度の説明を載せたものになりますが、地域包括支援センターを案内させていただきます手持ちになる介護保険のパンフレットと同じような形の地域包括ケア推進室が発行しているパンフレットには、地域包括支援センター一覧を図はありませんが、表になっておりまして、各地域包括支援センターが担当する地域の住所地を表記しております。そちらを参考にさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

渡部委員長 計画の123ページに参考資料Ⅳとして「地域包括支援センター一覧」がありますね。

事務局（坂倉） お手元の資料、計画にある地域包括支援センター一覧には、担当地域の一番上に「敬和・養正・新町」との表記がありますが、先ほどのパンフレットには、さらに細かい地域の表記、町名まで載せさせていただいておりますので、こちらを参考にさせていただきたいと思います。なお、地図まで入れてしまうと見にくくなるということもありましたので、細かい町名で対応しています。

横山委員 再検討をお願いしたいと思います。

渡部委員長 他にどなたかご質問ありますか。

武田委員 計画の中や、業務委託に係る見直しの中でもそうですが、地域包括支援センターの運営にどんなことができるかなど力を入れてみえると思いますが、高齢者の支援だけでなく地域の様々な課題、国は重層的な支援体制整備事業を掲げているわけですが、県内の各自治体でそれぞれ取り組んでみえると思いますが、津市の実施状況はどうでしょうか。

事務局（坂倉） 重層的な支援についてですが、子どもの分野から障がい者、いろいろな各分野において、その中で地域包括支援センターというものが高齢者の分野となりますが、障がい者の場合は、障がい者相談支援センターというものが障がい者の位置付けの中でありまます。子どもに関しては、こども家庭庁が発足され、今後、津市の組織の中でも新たに見直しがありまして、令和6年4月から子どもに関する新しいこども家庭センターを設置するというごことまございますので、今現在津市としましては、それぞれの分野ごとにこのような相談体制を取っています。これらが整った段階で、どのような形にしていくか、どのようにまとめていくかを将来的に考えていかなければと思っています。

地域包括支援センターは平成18年から新たに立ちあげました。障がい者の方は数年の間に立ち上がりました。子どもの方はこれから、この4月にセンターを設置します。このように市できちんと整理をしながら、体制を整えていっているものとなります。

渡部委員長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。これもちまして、本日の津市介護保険事業等検討委員会を終了します。

委員の皆様には、お忙しい中、長時間ありがとうございました。

事務局（土田） 渡部委員長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、長時間にわたりましてご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会にあたりまして、健康福祉部長からご挨拶申し上げます。

**【健康福祉部長挨拶】**

事務局（土田） 次回の開催につきましては、次年度になると思いますが、委員長とも相談した上で、各委員の皆様にご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。これにて、終了させていただきます。